

令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

(１) 健全化判断比率：すべての指標が早期健全化基準を下回りました。

区分	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率
板倉町	—	—	6.3%	—
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

実質赤字比率、連結実質赤字比率および将来負担比率については赤字額が生じていないため、「—（算出なし）」と記載しました。

【参考】

- ・実質赤字比率： 一般会計（町の行政事務本体）における赤字額が標準的な収入に対してどのくらいかを示す指標。赤字が生じていなければ算出されません。
- ・連結実質赤字比率： 町が運営する全会計における赤字額が標準的な収入に対してどのくらいかを示す指標。全会計を合計して赤字が生じていなければ算出されません。
- ・実質公債費比率： 町の一般会計が負担する公債費（借金の返済金）とこれに準ずる負担金等が標準的な収入に対してどのくらいかを示す指標。３年間平均の値。
- ・将来負担比率： 翌年度以降に負担することが確定している借入金等の債務（将来負担額）とそれに充当可能な基金等の財源（充当可能財源等）の差額が標準的な収入に対してどのくらいかを示す指標。充当可能財源等が将来負担額より大きければ算出されません。
- ・早期健全化基準： いずれかの指標がこの基準を超えた場合、財政健全化計画を定めて進捗を議会に報告し、住民に公表する義務が生じます。
- ・財政再生基準： いずれかの指標がこの基準を超えた場合、行政再生計画を定めて進捗を議会に報告し、住民に公表し、さらに国の厳しい関与のもとで行政運営を行う義務が生じます。

(2) 資金不足比率：経営健全化基準を下回りました。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	－	20.0%

資金不足額を生じていないため「－（算出なし）」と記載しました。

【参考】

- ・ 資金不足比率： 公営企業ごとの資金不足額がそれぞれの事業規模に対してどれくらいかを示す指標。
資金不足額が生じていなければ算出されません。
- ・ 経営健全化基準： この基準を超えた公営企業は経営健全化計画を定めて進捗を議会に報告し、住民に公表する義務が生じます。

令和6年8月28日

板倉町長 栗原 実 様

板倉町監査委員 館 野 文 男 

板倉町監査委員 市 川 初 江 

令和5年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

記

1 審査期日 令和6年 8月20日(火)

2 審査対象

(1) 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

(2) 資金不足比率

- ① 下水道事業特別会計

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを、担当職員の説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

(1) 健全化判断比率

区分	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	15.00 %	20.00 %
連結実質赤字比率	—	—	20.00 %	30.00 %
実質公債費比率	6.3 %	6.5 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	—	—	350.0 %	

(備考)

- ・実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないため「—」と記載した。
- ・連結実質赤字比率は、各会計において実質赤字額又は資金不足が生じていないため「—」と記載した。
- ・将来負担比率は、将来負担額に充当可能な財源等が将来負担額を上回っているため「—」と記載した。
- ・比率及び基準の表示桁数は、県へ報告する桁数で表示している。

(2) 資金不足比率

区分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	—	20.0 %

(備考)

- ・資金不足比率は、資金不足が生じていないため「—」と記載した。
- ・比率及び基準の表示桁数は、県へ報告する桁数で表示している。